

| 熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針（現行） | 熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針（改正案） |
|--|---|
| <p>1 0 サービス等（略）</p> <p>（新設）</p> <p>1 2 利用料等（略）</p> <p>(2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 老人福祉法第29条第7項の規定により、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、<u>保全措置の法的義務付けはないが、入居者の利益を保護する観点から、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</u></p> | <p>1 0 サービス等（略）</p> <p><u>(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>1 2 利用料等（略）</p> <p>(2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 老人福祉法第29条第7項の規定により、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、<u>平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</u></p> |

1 4 情報開示 (略)

(新設)

(3) 有料老人ホーム類型の表示

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの類型を、別表「有料老人ホームの類型」のとおり分類し、パンフレット、新聞等において広告を行う際には、施設名と併せて表示することとし、同別表中の表示事項についても類型に併記すること。ただし、表示事項については、同別表の区分により難いと特に認められる場合には、同別表の区分によらないことができること。

(4) 介護の職員体制に関する情報

有料老人ホームの類型の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「1.5 : 1以上」、「2 : 1以上」又は「2.5 : 1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあっては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明すること。

附 則

本指針は、平成16年10月22日から適用する。

附 則

本指針は、平成18年5月31日から適用する。

なお、10 利用料等(1)ウ(エ)(90日以内の契約解除等に係る返還金)については平成18年6月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

1 4 情報開示 (略)

(3) 有料老人ホーム情報の報告

設置者は、老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を知事に対して報告すること。

(4) 有料老人ホーム類型の表示

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの類型を、別表「有料老人ホームの類型」のとおり分類し、パンフレット、新聞等において広告を行う際には、施設名と併せて表示することとし、同別表中の表示事項についても類型に併記すること。ただし、表示事項については、同別表の区分により難いと特に認められる場合には、同別表の区分によらないことができること。

(5) 介護の職員体制に関する情報

有料老人ホームの類型の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「1.5 : 1以上」、「2 : 1以上」又は「2.5 : 1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあっては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明すること。

附 則

本指針は、平成16年10月22日から適用する。

附 則

本指針は、平成18年5月31日から適用する。

なお、10 利用料等(1)ウ(エ)(90日以内の契約解除等に係る返還金)については平成18年6月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

また、「別表」（類型・表示事項、重要事項説明書）については、平成18年9月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

本指針は、平成21年3月25日から適用する。

附 則

本指針は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

本指針は、平成24年4月1日から適用する。ただし、第5（7）アの一般居室の居室面積に係る規定は、施行日までに熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

本指針は、平成27年9月1日から適用する。

なお、平成27年8月31日までに熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、「7規模及び構造設備」及び「既存建築物等の特活用の場合等の特例」の規定は、従前の例によることができるものとする。

また、別記様式の重要事項説明書については、平成27年11月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

ただし、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、平成27年8月31日までに登録手続きが完了しているものにあつては、平成28年3月31日までに重要事項説明書を整備するものとする。

また、「別表」（類型・表示事項、重要事項説明書）については、平成18年9月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

本指針は、平成21年3月25日から適用する。

附 則

本指針は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

本指針は、平成24年4月1日から適用する。ただし、第5（7）アの一般居室の居室面積に係る規定は、施行日までに熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

本指針は、平成27年9月1日から適用する。

なお、平成27年8月31日までに熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、「7規模及び構造設備」及び「既存建築物等の特活用の場合等の特例」の規定は、従前の例によることができるものとする。

また、別記様式の重要事項説明書については、平成27年11月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

ただし、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、平成27年8月31日までに登録手続きが完了しているものにあつては、平成28年3月31日までに重要事項説明書を整備するものとする。

附 則

本指針は、平成30年7月1日から適用する。